

判決年月日	平成 1 7 年 3 月 2 9 日	担当 部	東京高等裁判所 知的財産第 2 部
事 件 番 号	平成 1 6 年 (ネ) 2 3 2 7 号		
○ 被控訴人がカテゴリー別スクール情報ページ，カテゴリー別スクールインデックス及びアイコン一覧表を掲載したスクール情報誌「ヴィー・スクール」を編集，発行する行為は，控訴人のスクール情報誌「ケイコとマナブ」掲載の分野別モノクロ情報ページ，スーパーインデックス及びアイコン一覧表の編集著作権を侵害するものとは認められず，また，被控訴人に不法行為に該当する行為も認められないとした事例			

(関連条文)

著作権法 1 2 条 1 項，民法 7 0 9 条

(事案の概要)

控訴人のスクール情報誌「ケイコとマナブ」には，モノクロで印刷され，控訴人の広告主から出稿されたスクール・講座情報が掲載された広告記事が分類，配列されて掲載されている分野別モノクロ情報ページ，スーパーインデックス及びアイコン一覧表が掲載されている。他方，被控訴人のスクール情報誌「ヴィー・スクール」には，被控訴人の広告主から出稿されたスクール・講座情報が掲載された広告記事が分類，配列されて掲載されているカテゴリー別スクール情報ページ，カテゴリー別スクールインデックス及びアイコン一覧表が掲載されている。

控訴人は，被控訴人に対し，被控訴人による被控訴人情報誌の編集，発行は，控訴人情報誌掲載の分野別モノクロ情報ページ，スーパーインデックス及びアイコン一覧表の編集著作権を侵害すると主張して，被控訴人情報誌の製作，印刷，製本，発売及び頒布の差止め等を求めるとともに，主位的に，編集著作権の侵害に基づき，予備的に，被控訴人による被控訴人情報誌の編集，発行は不法行為に当たると主張して，民法 7 0 9 条に基づき，損害賠償を求めたが，原判決は，控訴人の請求をいずれも棄却した。

(判決理由の要旨)

控訴人情報誌の分野別モノクロ情報ページは，広告主から出稿されたスクール・講座情報を素材として，これらの素材を，読者の検索及び比較検討を容易にするため，五十音順等の既存の基準ではなく，控訴人の独自に定めた分類，配列方針に従って配列したものであり，その具体的配列は創作性を有するものと認められるから，編集著作物に該当するといえることができるが，その配置方針自体は，スクール名，住所，最寄駅，コース名，地図などの読者が当然に必要な情報を誌面に割り付ける際の方針，すなわち，アイデアにすぎず，表現それ自体ではない部分であり，その分類自体も，同様にアイデアにすぎず，表現それ自体ではない部分である。被控訴人情報誌のカテゴリー別スクール情報ページは，

被控訴人の広告主から出稿されたスクール・講座情報を素材として、これらの素材を、被控訴人情報誌の配置方針及び分類により掲載したものであるところ、その配置方針及び分類は、控訴人情報誌の分野別モノクロ情報ページの配置方針及び分類と類似しているものの、これらの点は、いずれも控訴人情報誌の表現それ自体でない部分又は表現上の創作性が認められない部分である。両情報誌のスクール情報・講座情報の具体的配列について見ると、配列に同一性又は類似性があると認めることはできない。

控訴人情報誌のスーパーインデックスは、広告主から出稿されたスクール情報・講座情報を素材として、これらの素材を、読者の検索及び比較検討を容易にするため、五十音順等の既存の基準ではなく、控訴人の独自に定めた分類、配列方針に従って配列したものであり、その具体的配列に創作性を有するものと認めることができ、編集著作物に該当するといえることができるが、その分類自体は、アイデアにすぎず、表現それ自体ではない部分である。被控訴人情報誌のカテゴリー別インデックスの具体的配列は、スーパーインデックスの具体的配列と同一性又は類似性があると認めることはできない。

控訴人情報誌のアイコン一覧表は、アイコンの選択、配列に創作性があるということとはできないから、編集著作物に該当するということとはできない。

控訴人情報誌の配列方法、アイコン一覧表、レイアウト及びFAXシート並びに控訴人の運営する控訴人サイトの手法は、著作権法上の保護を受けるものではなく、控訴人がその独占的使用を主張し得る筋合いのものではないから、被控訴人においてこれらのノウハウを使用する行為は、それがデッド・コピーに当たるなど自由競争の範囲を逸脱したものと認められる特段の事情がある場合を除き、何ら違法性を帯びるものではない。被控訴人情報誌及び被控訴人サイトは、控訴人情報誌及び控訴人サイトをデッド・コピーしたものであると認めることはできず、他に、上記特段の事情の存在をうかがわせるに足る証拠はないから、被控訴人に不法行為に該当する行為を認めることはできない。

本判決は、以上のように説示し、控訴人の本件控訴及び控訴審における請求をいずれも棄却した。